

漢人の祖先祭祀（その二）

——中部台湾の事例より——

未

成

道

男

The Cult of the Ancestors in Taiwan

Continued from the last paper in Vol. 50

The third and fourth chapters deal with the theme of the cult of the ancestors on the domestic level. Major points are as follows:

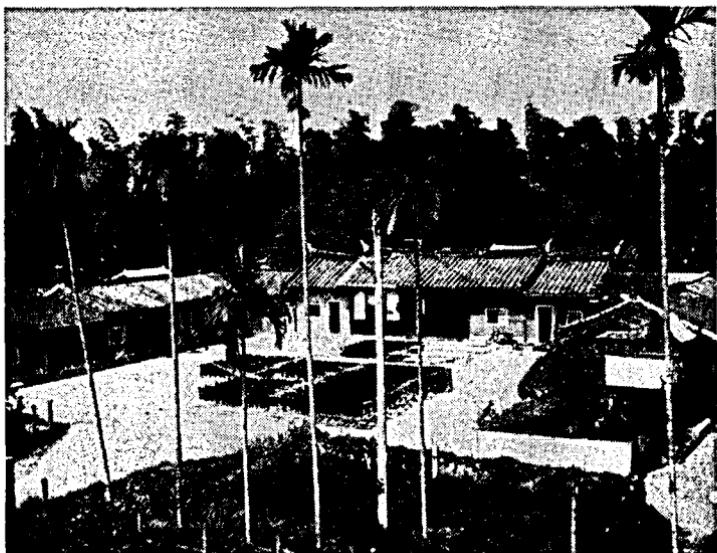
1. The boundary of domestic cult and extra domestic cult is not so clearly demarcated as M. Freedman (1958) suggests, since both are continuous in between even though they are contrastive in their extremities. For example, there is a compound hall, the functions of which are almost identical to those of an ancestral hall.
2. All of the ancestors on the ancestral tablet are not necessarily worshipped on their anniversary of death. The list of death date is important material to check who are actually worshipped.
3. When we consider the relations of the three categories of gods, ghosts, and ancestors, the newly dead ancestors should not be neglected, since they fall in between remoter ancestors and ghosts in their ritual treatment.
4. The souls of employees have been worshipped in a compound by the descendants of the employer, because they came with the founding ancestor of the compound from the mainland China and contributed much to its development. It is interesting to note that they are treated ritually as the same category as anonymous ghosts, even though their names are still memorized.
5. We find different patterns in the grouping of households within the compound according to the occasions of worshiping. Households of the compound are divided into two or four groups when they worship gods or ghosts, while kitchen gods and gods of the grounds are worshipped by individual household. When the ancestral tablet is worshipped, all households gather to the compound hall.

The fifth chapter compares these features with those of other Chinese communities.

三、家族と祖先祭祀

漢人社会では、家族に関する様々の機能が日本の伝統的家族のように同一の集団に集中せず、いくつかの範囲ないし集団に分散している。⁽¹⁾ そのうち最も基本的なのは、普通「家」と称されている、生計を共にする集団であるが、「家」という語はより大きな範囲を表わすこともあり、また日本のイエとも混同され易いので、本論では「世帯」という分析用語をあてることにする。

世帯は、かまどをひとつにし、収入を家長のもとにプールし、衣食その他の支出に充て家屋田畠などの財産を共にする単位である。社頭の一世帯平均人数は六・一人で、日本の三・四人（一九七五）に比べかなり大きい。これは親夫婦や兄弟夫婦などを含むものがあるためである。女子は原則として婚出し、男子は結婚と同時に寝室と居間を兼ねる新しい房（部屋）を与えられ、花嫁の持参財はここに保管される。この夫婦単位は、世帯内で、子どもの養育、しつけの面でもある程度の自律性をもつが、田畠での労働や炊事は世帯共同で行なう。兄弟の数が多い場合、その妻たちが、炊事、掃除、家畜の世話を輪番で分担しあうこともある。世帯は、代数を重ねても和を保ち分割しないことが理想とされている。しかし、多くは親の死後、なかには生存中であっても主として兄弟の妻どうしの不和を直接の契機として分裂する。分裂は、かまどの分離つまり生計の分離を意味し、財産が各男子間に均しく分割される。この均分の規定は、厳密に守られ、将来分割の多少をめぐる争いが起らないよう、第三者の立会のもとにくじ引きによつて分ける（圖分）ことが多い。こうして分裂により生じた世帯は、もとの世帯とは別の全く新たな単位であり、日本の分家分出にみられるような本家の連続性や、本支の別といった現象は認められない。居住の面では、従来の家屋をその



内底外観

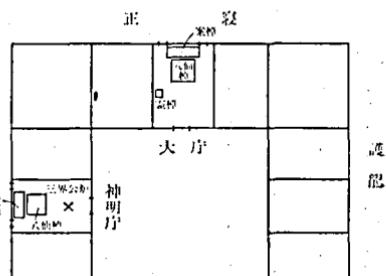
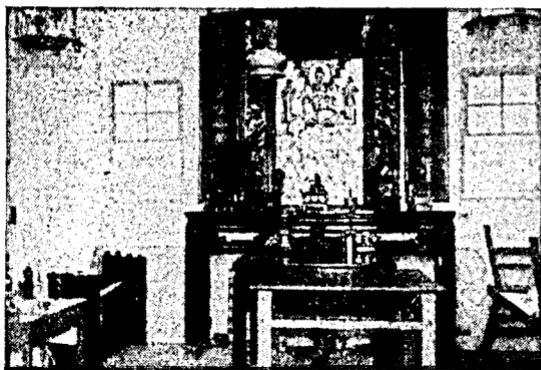


図1 神明厅の位置

まま利用することが多く、目立つ変化としては、炊事場の増設程度である。

経済的に余裕のある層では、生垣またはレンガ塀にかこまれた広い屋敷内に住居を構えている。この屋敷、ひいてはそこに住む人々の総体を「内底」と称する。内底も始めは一世帯であるが、時を経るに従い世帯分裂を重ね、共通の祖先をもつ複数の世帯から成るようになる。これらの世帯は生計や財産を別にしているが、同一の敷地内に住んでいるという緩い一体感をもち、かつ大厅や神明厅において祭祀面での共同を行なっている。

大厅とは、内底の中心をなす建物、正寝の中央の部屋で、正面奥の壁際に、案棹と称される肩の高さ位の細長い机があり、公媽牌、香炉、燭台、茶器、筈等の祭具が置かれており、正面に公媽牌(位牌)が祀られる。入口外側の左右の柱には、門神に供える線香を立てる筒が取付けられている。



大庁。正面に神画、向って左に公媽牌、左壁に靈棹がおかれている。



新婚旅行の折妻の大庁の祖先に結婚したことを報告。

いる。案棹の手前には八仙棹という腰の高さ位の幅の広い卓があり、供物を並べるのに用いられる。壁には祖先の忌日(命日)を記した忌辰表や、大庁の当番の順序を書いた表がかけられていたり、清朝時代の祖先の画像や、最近の祖先の写真などが飾られていることもある。

また、大庁は、重病人が息を引取る前、運びこまれ、遺体を安置しておく場所でもある。埋葬後から一年目の儀式、対年が済むまで、靈棹という小机が向って左側の壁際におかれ、紙でつくった仮の位牌、香炉、遺影、葬列に用いた旗などが飾られている。

神明庁は、神様を祀る部屋で、正寝の両翼に連なる棟、護龍の中央に設けられる。この入口にも門神用の線香立てがあり、正面の壁に觀音、金童玉女、媽祖、玄天上帝(この二者は無いものもある)、土地公、竈神の司命灶君を描いた一枚の画が貼られている。案棹の上には、香炉、燭台、茶器、筈のほか、時にはとくに信じている神様の像や参詣した時に持帰った旗など

が置かれ、その手前に八仙棹がある。部屋の中央や入口寄りの天井から、頭上に天神用の香炉、三界公炉がつるされる。神明厅を独立させず、大厅で神明をいっしょに祀る場合、神明は祖先より上位にあるので向って左に祖先の公媽牌が置かれる。

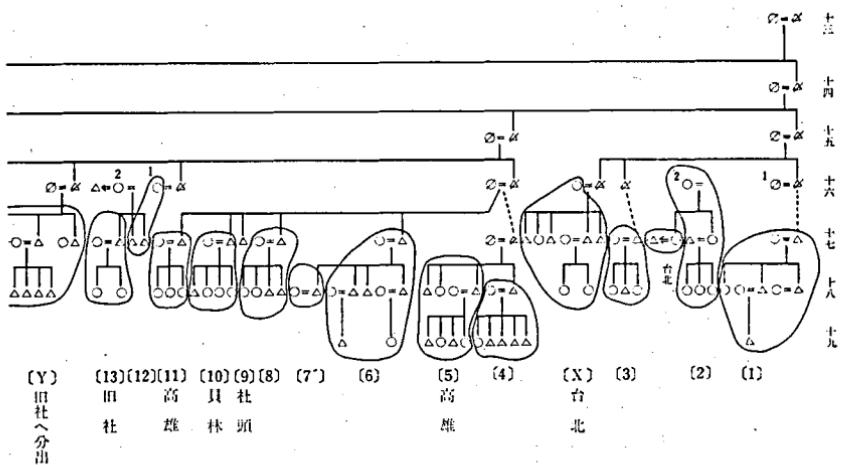
これらの大厅、神明厅は、分財の対象とせず共有にしておくことが多い。とくに大厅は通常同一内底内に二カ所設けることはないが、神明厅の方は、分財後暫くして一部の世帯が正面の部屋、正厅に神画をかかげ独自で神明祭祀を行なうこともある。

大厅での祖先への拝々(礼拝)は、毎朝、夕当番に当った世帯が線香と茶を供えるほか、四季と称される季節ごとの祭日、各々の祖先の忌日、および婚約、結婚、男子出生の報告などの際、牲醴⁽³⁾や四果⁽⁴⁾などの供物を供えて行なわれる。

大厅、神明厅での拝々の手順は、ほぼ様式化している。ま

ず担つてきた供物を八仙棹に並べ、ロウソクを灯す。参拝者は各自線香を手に持ちロウソクで火をつけ、八仙棹の前で、

正面の公媽牌ないし神画に拝々する。それから香炉に線香を



奇数本、戸口の門神の筒に一本ずつさし、各自の供物の前に三個ないし五個並べてある盃に酒を少しずつ注ぐ。線香の燃えた長さを見計らって二回ほど酒を注ぎ足す。しばらくして、一同八仙棹の前に並び、年長者が笞を香炉の上をかざす。ようによわし、目の高さに捧げ持ち祈つてから床に落す。これは、祖先や神様が供物を充分満喫したか否かを尋ねるもので、一对の笞の向きが表と裏になつていれば、満足していることを示す。直ちに紙銭を燃やし、その灰に酒の入った盃一個をとつて注ぎ、残りの酒は瓶に回収し、他の供物と共に各自持ち帰る。笞が二枚とも表または裏のときは、暫く間をおいて、表と裏になるまでくりかえす。

参拝者は、一世帯一人以上で、年齢、性別を問わない。家長や男児が加わることもあるが、主婦が多く、都合によつては中学生位の子どもが世帯を代表することもある。

このような大庁での祭祀の手順を、祖厝における祭祀の式次第と比べると、降神、牲醴のお供え、奠酒、拝々、焼紙といつた基本的な節次は、共通しているが、規模の差は別としても、参加者が成人男子に限られておらず、供物が共有の基

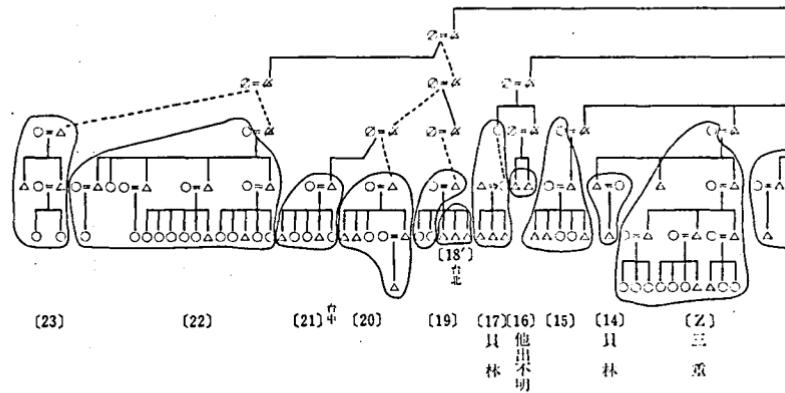
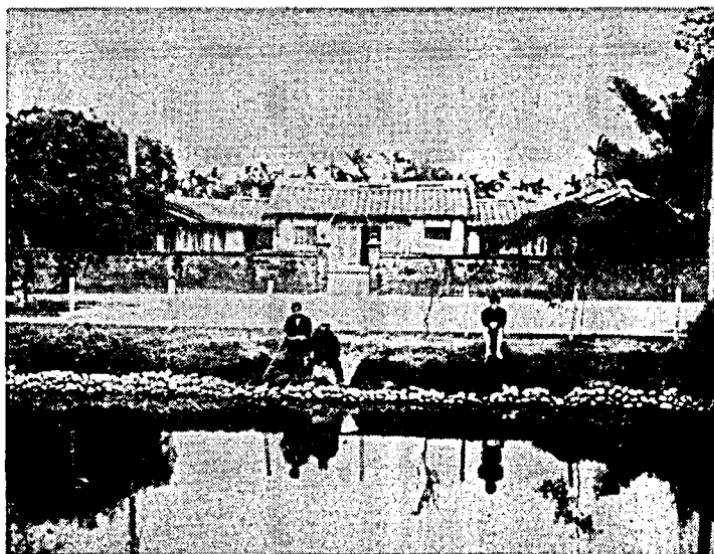


図2 正音公

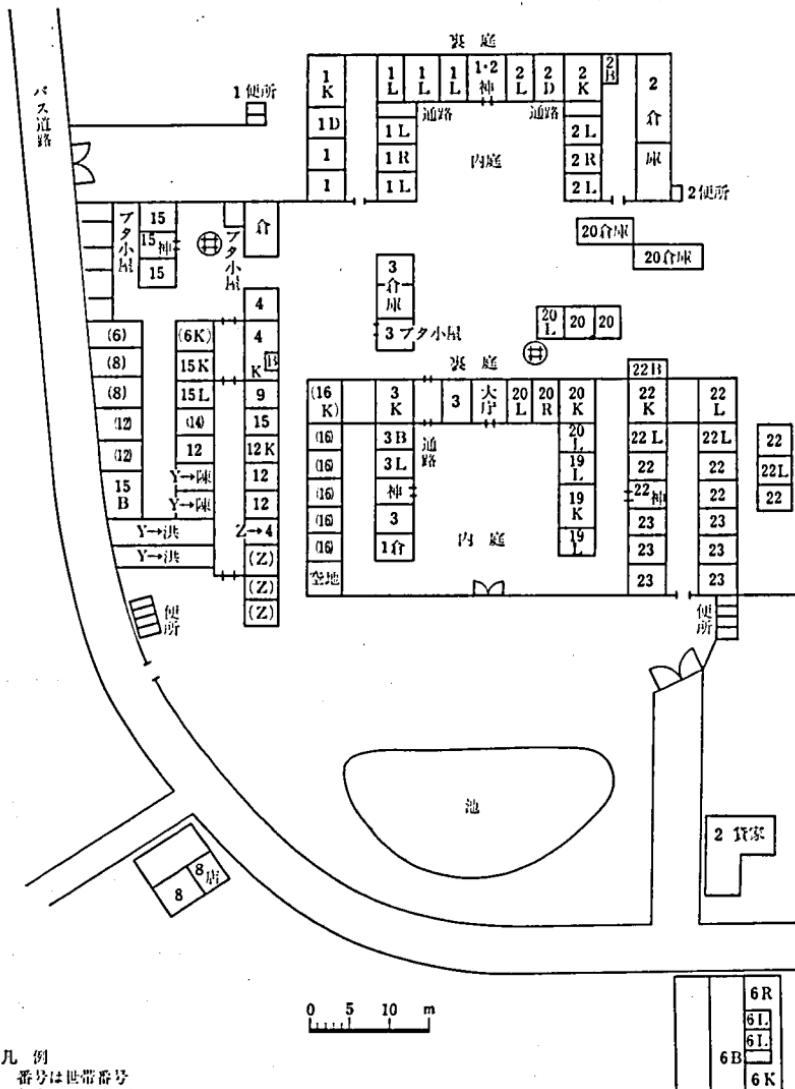


正音公内底正面

本財産からではなく、各世帯からのもちよりを主体としている点に差異が認められる。このもちより方式は、単に大庁祭祀に留まらず、漢人社会の様々の分野でとられている社会結合の基本原則である。⁽⁵⁾

そこで、このもちより方式により、家族内の祖先祭祀が実際にどのように行なわれているかを、社頭旧社の正音公内底の事例を中心に検討してみたい。

この内底は、正音の兄弟正林、正風を始祖とする隣接の内底と比べ、まとまりを保っている方である。それでも図2に見られるように、近くの員林や高雄、台北などの都市に他出しているものが多く、現在二十三世帯中十二世帯のみが居住している。このほか、完全に移出したもの三世帯を数える。平面図で見ると、コの字型の正寝、護龍が二組前後に連なっている点が特徴的である。これは図2の「1」の十六世当主が、接骨医として評判が良く生活も質素で毎年水田を一甲歩ずつ買足してゆくほど財をなし、その晩年他姓三戸が内底内に住んでいるが、これは「Y」が一九四六年五百メートルばかり離れたところに分出した際、その



凡例

番号は世帯番号

() は現在使用して
いないことを示す

L 居間兼寝室

K 火事場

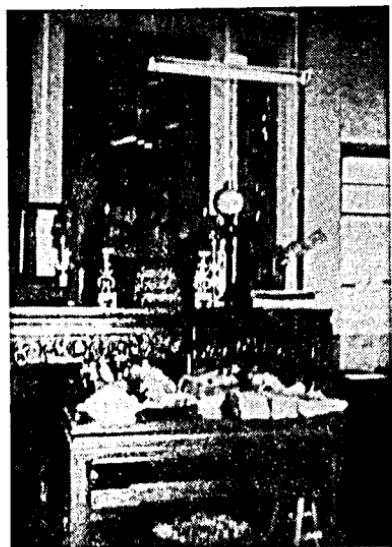
B フロ場

D 食堂

R 客間

神 神明室

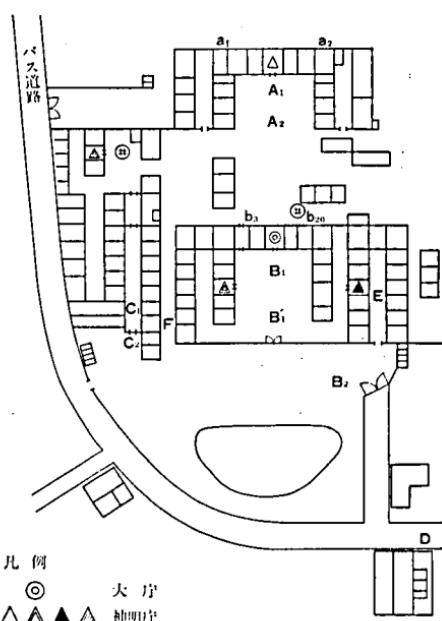
図3 正音公内底平面図



正音公内底の大庁



正音公内底の神明厅。金紙を焼いている。中央上に見えるのが三界公炉。



凡例

◎ 大 庁

△△△△△ 神明厅

A ~ F 内 庭

a₁ ~ b₂₀ 裏 庭

図4 正音公内底内で祭祀の行なわれる場所

持分を他姓の者一人に売ったためである。この二戸は、葬式の手伝いを除き内底の行事には殆ど関係しない。

さて、内底内で祭祀の行なわれる場所は、図4に示したとおりである。大庁一ヵ所に対し、神明厅は四ヵ所、屋外での拝々も数ヵ所に分かれている点が注目される。

大庁は、内底各世帯の共有となっており、その維持管理の費用にあてるための基本財産があ

る。かつての水田三甲七歩のうち、農地改革で七歩のみが保有を認められ、宅地として貸付けている。その地代白米八十キログラム（千四百元、約一万円）で、朝夕の線香代、門燈、燭用の電気代および清明節に始祖の墓に供える牲醴の費用を賄っている。

神明厅は、分財の際⁽³⁾の持分となり、神様を大厅に移すことも検討されたが、慣例を変えてその結果が凶となつたらという懸念から、そのまま神様を祀つてある。茶、線香などは、大厅の当番がいっしょに供える。

大厅の板製の公媽牌

は、十三世正音公以下十八世まで三十三名の男子およ

びその妻たちの諱が記され

ている。最近は、輩字（世

代を表わす字）の入つていな

い名前をふだん用いている

ので、内底の人でさえ公媽

牌上の諱をみて誰のことか

解らないことが多い。

一枚板の公媽牌は、祖厝にある

ものと同じ形式で、作製時にそれまでの祖先と生存男

は赤紙

は赤い香袋

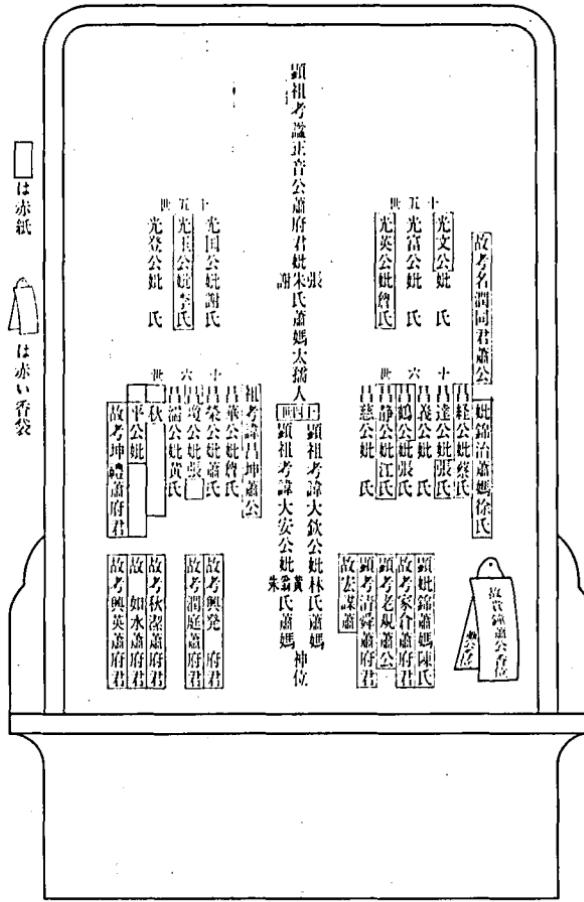


図5 正音公内底正厅の公媽牌

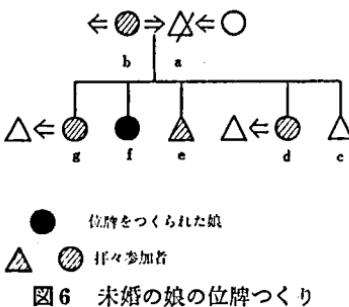


図6 未婚の娘の位牌

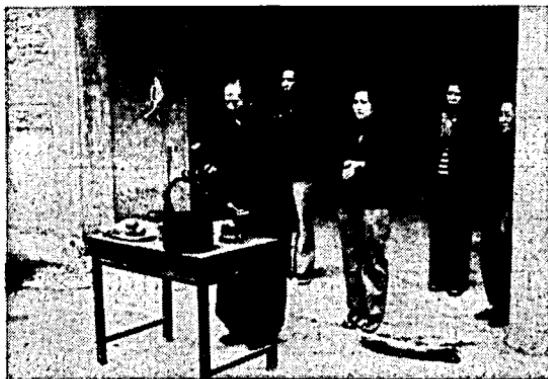
子の名を記入し、生存者名の上に赤紙を貼つておき死後はがす。作製後生れた者が亡くなると、板に直接記入せず、赤紙に名を墨書して貼りつける。父系男子成員の妻は、「昌達公妣張氏」というように夫名(昌達)の名の下に姓のみを記すのが伝統的なやり方であるが、最近「顯妣錦蕭陳氏」というように名(錦)も記すものが増している。

父系女子成員、つまり娘たちは婚出先の大庁で夫と共に祀られるのが原則で、「姑母⁽⁷⁾

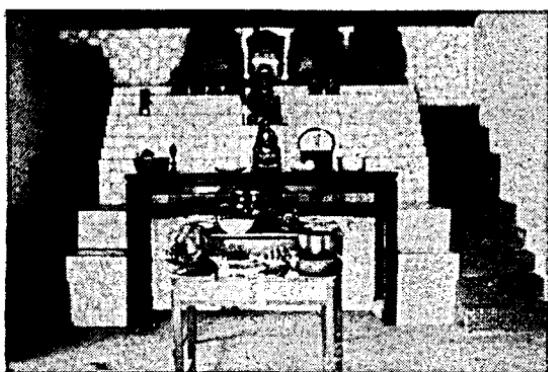
は祀らず」と言われているように生家の大庁で祀ることはタブーとされている。したがって未婚の娘や出戻りの女子が生家で死ぬとその家族は処置に困る。埋葬後祀らずにおいて何事も起らない場合は、そのまま忘れ去られる。しかし、祀る者の無い靈は、靈界で飢えた幽鬼として引きわめて危険な存在となる。しかも、無名の孤魂ではなく、系譜関係がはつきりしているので、

災いは必ず生家の家族に及ぶ可能性が強い。家族に不運が続くと、その位牌をつくり、大庁以外の部屋の片隅か軒下に置いたり寺に預けて祀り、靈を満足させ難を脱がれようとする。次の事例は、この内底滞在中に観察した儀式である。

fは、生後一年余りで近くの村に養女として出されたが、養父が死亡したため生家へ戻ってきた。実の母親bになつかず、七歳のとき自殺した。その後cが精神異常をきたすなど様々な災難が続き、現在この家族は生活保護と婚出した娘からの仕送りで生活をしている。aの洗骨の儀式のためd、gおよび再婚したbが帰ってきたので、費用を出し合い、新しく出来た念佛寺という寺でfの位牌を作つて供養してもらうことにした。まず裏庭の亡くなつた場所に長椅子を出し、果物と香炉を置き、長さ五センチ足らずのお守りのような赤い袋に名前を書いて線香に結びつけ、僧が経文を唱え、その間三人は手を合わせ拝む。こうして招魂の儀式がすむと、一同は香炉



娘の位牌つくり。

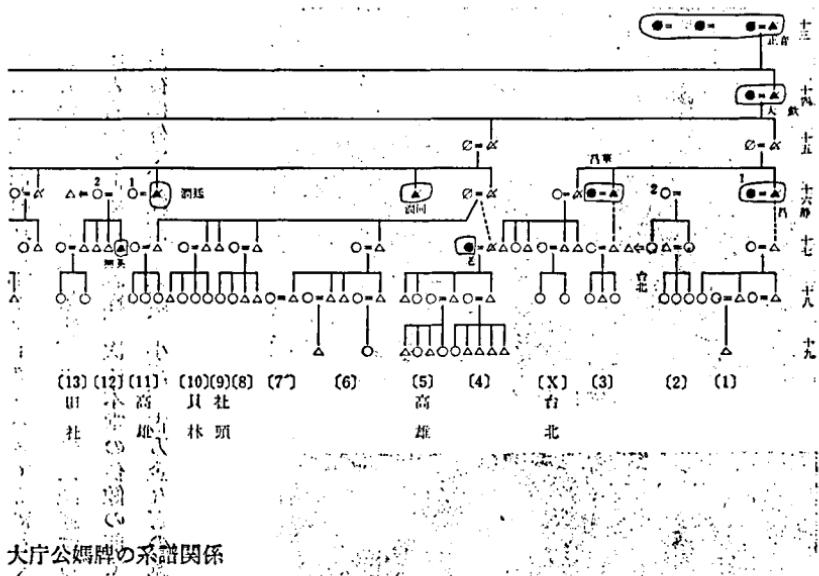


娘の位牌（上方左の小さな紙）を位牌堂に納める。

をもって僧侶の運転するマイクロバスで寺に行く。寺の庭先に卓を出し、香炉、橙色の紙に名を墨書した位牌、新しいクツ、クツ下、果物、菓子を供え読経する。それから位牌堂で素食(菜食)料理、ご飯、カンヅメなどを位牌と香炉の前に供え読経、次に本堂の仏像の前で拝々した後、位牌を位牌堂の壇に安置し香炉で赤袋を燃やす。最後に外で、経衣、大銀、小銀、古万金などの紙錢と、衣類、クツ、クツ下などを燃やして儀式を終る。

眞婚も未婚のまま生家で死んだ娘の祭祀に関する解決法のひとつである。これは、ふつう多額の持参金を条件に相手の男の了解を得て、位牌を嫁入りさせ、妻として祀ってもらうものである。

事例 「？」の当主の長姉は、訂婚(婚約)後に死亡した。生家で葬式を済ませてから、婚約者の家にその位牌を楽隊つきの行列をつくって輿入れした。相手の男が、別の女を嫁に迎える時は、この位牌を先に床につかせてから花嫁を座



らせなんつまみ後妻の扱いになる。

したがって、息子が無く娘のみのとき行なわれることのある入嫁婚の場合も、妻は自分の家の大厅で祀られるわけにはゆかない。入嫁婚の多くは、生家の継承のため男子を一人以上残し、夫と共に生家を出、夫の世帯で生活し、死後は夫の姓を継いだ息子によって夫と共に祀られるから、通常の嫁出の場合と同様に考えられる。しかし、夫が生家の成員権を完全に捨て一生を妻家で過し、息子たちがすべて妻姓を継ぐような場合この夫婦の祭祀をいかにして行なうかが問題になる。インフオーマントの多くは、この可能性について考えたことは無いようで、問いつめると、その代だけ先祖と別にして祀るのであろうと答えるが、実例について確かめることはできなかった。男の実子の無い場合は幼時からの養子をとり、入嫁婚を行なう場合でも日本におけるような完全なムコまないという点が挙げられているが、女家の祖先祭祀に困難が伴うといふことも要因となつてゐるのではないだろうか。

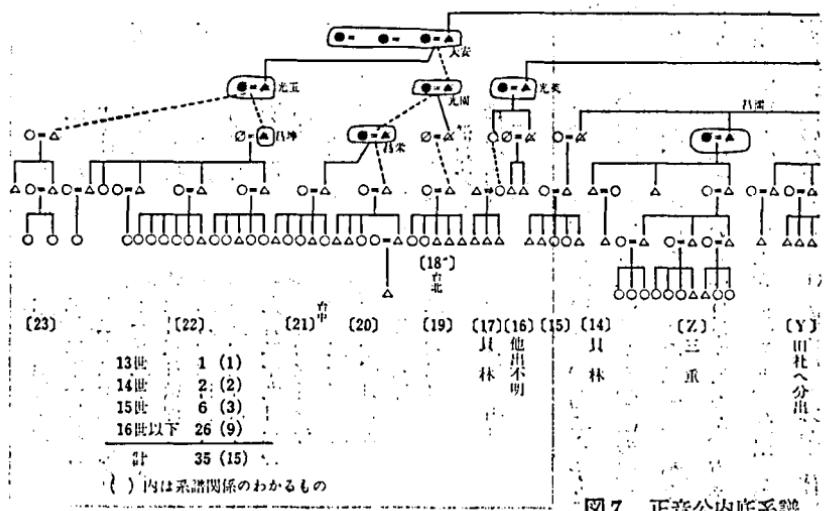


図7 正音公内底系譜

公媽牌について注意すべき点は、ここに名前がのっているか否かが、忌日に祀られることと必ずしも関係ない点である。⁽⁸⁾ 拝々は、普通記憶または忌辰表に従つて行なわれ、公媽牌に名が記入されていなかつたり、消えてしまつても、忌日牌について驚くほど無関心である。たとえば、正音公内底の大庁の公媽牌にある三十五(夫婦は一組として算える)の先祖のうち、インブ(オーマントと共に系譜上確認しえたのは推定も含め僅か十五にすぎない。もちろん、このことは公媽牌が先祖の靈のよりしろとしても象徴的重要性を否定するものではない。公媽牌に理由なくさわつたり、動かしたりすることは、祖先の安靜を乱す行為として禁じられている。しかし、過半数の名が具体的にどの祖先に相当するか解らないまま拝々しているということは、公媽牌が系譜関係を示す機能を殆ど果していないといえよう。

むしろ、人々が実際にどの祖先を祀っているかを示すものとして忌辰表が手がかりになる。忌辰表とは、祖先の名と忌

図8 忌辰表の例

十三世	正音字齊岳公	六月初四日忌神
	朱氏市媽	二月二十一日忌神
十四世	謝氏見媽	十二月二十二日忌神
	大欽字明習公	十一月二十八日忌神
十五世	林氏進媽	七月三日忌神
	光波字金波公	二月十六日忌神
十六世	劉氏 邱氏	四月十六日忌神 九月二十九日忌神
	潤友字昌友公	十月初六日忌神
十六世	潤同公	七月二十五日忌神
	潤松 金波之次男	十月十四日忌神
	潤松 金波之妻	四月十六日
	蕭媽張氏錦	二月初二日
	蕭媽陳氏碗	十二月二十四日

図9の〔3〕の例では、高祖父に当る内底始祖までの直系親が含まれている。ただし、当主の養母は、夫の死後再婚しているので祀らない。当主は、五歳のとき〔1〕に養子として貰われ、成人してから〔3〕の祭祀をひきついだ、いわゆる過繼子であるが、実際の育ての親にあたる〔1〕の先代夫婦を忌日に祀ることはない。図10の〔6〕でも正音公までの直系親が主体であるが、子孫の無い、父の兄弟一人が含まれている。図11の〔20〕は世代深度が、内底の始祖より三代上の来台祖まで遡つていて深い点に特徴があるが、直系親に限られている点に変りはない。次に三十年前に分出し独自の大房を建てている〔Y〕の忌辰表をみると、分出前の世代については〔6〕と同じである。

以上の忌辰表の分析から、①直系の祖先が主体で、②傍系親は他に祀る子孫が無く、比較的新しいものに限ら

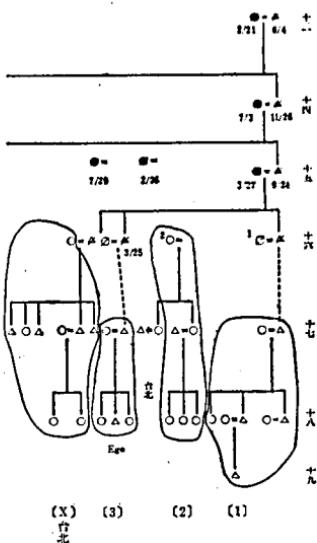


図9 [3]の忌辰表

れ、③養子は養親の祖先を祀り、④婚入者は子孫の有無に拘らず、また妻妾の別なく祀られる。⑤高祖父以上に遡ることもあるが、意識の上から祖父の代までがとくに緊密で、曾祖父以上は「公共で祀る」つまり持ちよりよりも共有財産をもとに輪番制で行なわれることが多い。

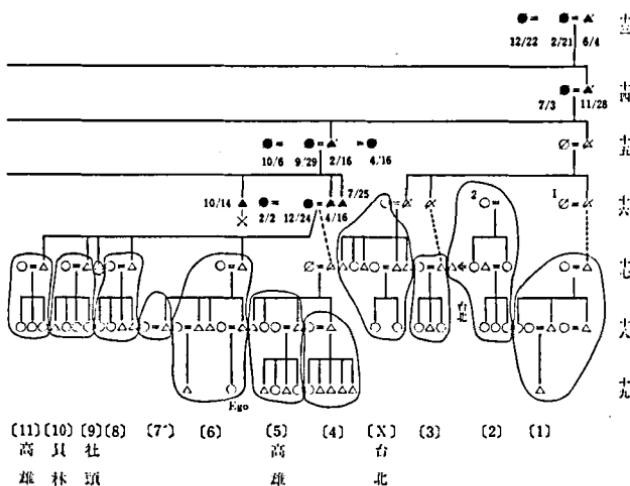


図10 [6]の忌辰表

年中行事として世帯単位で行なわれる祭祀は、現在でもきわめて盛んで、すでに述べたように農地改革後衰退の傾向にある祖厝での祭祀と対照的である。多くは神明あるいは孤鬼を祀るものであるが、祖先に対しても供物がそなえられ、祖先祭祀の重要な一部をなしている。また、その祀り方の異同に神、鬼、祖靈の範疇のあり方が反映していると考えられるので、主な行事を詳しく追ってゆくことにしたい。

過年 十二月三十日（以下旧暦）未明。

天公（天の神様）に対し、内庭に卓で祭壇をしつらえ、牲醴、正月用のモチ（甘モチ、ふかしモチ、大根入りモチ）、四果などを供える。戸外で祀るのは、天公が偶像化されず、屋内に留らないためである。零時から日の出前ならいつでも良いので、朝のおそい町の人々は就寝前、農家では明け方に行なう。線香を持つて拝み、香炉にさ

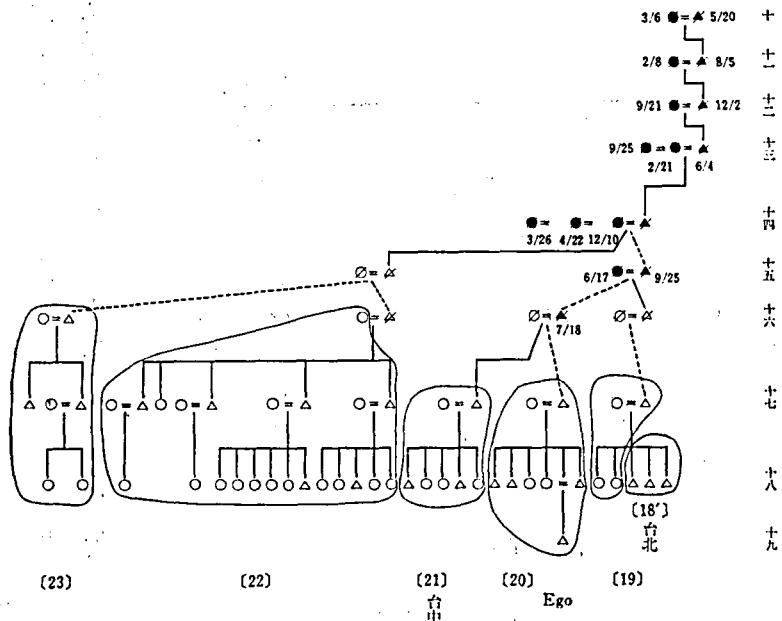


図11 [20]の忌辰表

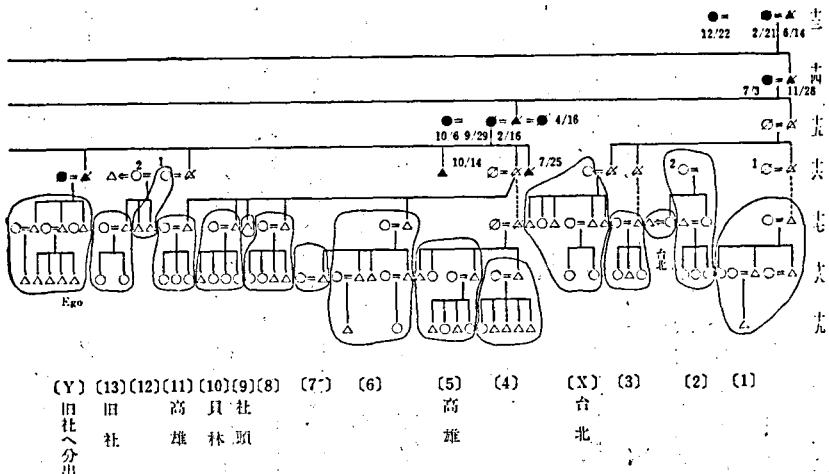


図12 [Y]の忌辰表

し、酒を盃に注ぎ、神様が食べたる時間をおいて筈を投げ、満腹のお告げがあれば紙銭を燃やす。天公に対しても普通神様に供えられる寿金のほか、太極金など大きな紙銭が用いられる。並べた供物は、それぞれの世帯に持帰るが、天公のような最高神への供物は、下級神や祖先への供物に流用しても構わない。

炊事場にある竈神の灶君にお供え。

午前中、信者であれば、ムラの廟に供物を持って拝々に行く。

昼食前、裏庭で地基主を祀る。地基主の性格について人々の説明は必ずしも明確でないが、土地の主、つまり昔の地主の靈で、土地公のように広い領域を持たず、明確に神化していない。⁽²⁾むしろ、後述の好兄弟と同様の待遇を与えられている。すなわち、裏庭に長椅子を出し、その上に線香立て用の白米の入った筒、ご飯、調理すみのおかずを置き、紙銭も経衣、古万金、銀紙といった死者へ用いるのと同じものを供える。

午後、大庁で祖先の公媽牌に対し、神様に供えたのと同様のものを供え拝む。なお、婚入者の祖先など大庁で祀られない者を別に内庭で拝むこともある。この内底では、「⁽²⁾」の先代の母親の実家が絶えたので、その父親(外公)の拝々を内庭Eに長椅子を出して行なっていた。この日のほか、上元など主な祭日にも拝々するという。

夕方、好兄弟の祭祀がある。好兄弟とは、拝む子孫の無い靈で、そのため飢餓状態で放浪しており、これに会うと様々の危害を加えられるので、充分供物をして、その嫉みや恨み



竈神、司命灶君



天公への牲醴。二世帯のもちより。

をかわないよう宥和しようとする。好兄弟という耳ざわりの良い名称もその努力の表われである。大いに怖れられているので、その規模は祖先や神様の供物に匹敵するが、ご飯や汁、おかずなども供える点が異なっている。

天公生⁽¹³⁾

一月九日未明。天の最高神、玉皇上帝の誕生日であり、過年の未明の拝々とほぼ同じ要領で祀るが、祭壇の紙飾りなどいつそう豪華である。

上元

一月十五日未明。天の神である三界公（天官、地官、水官）のうち、天官を祀る。九日の玉皇上帝の場合と異なり、神明府内に祭壇を設ける。ただし、神棚ではなく、三界公炉の下に卓を積み重ね外側に向って拝々する。供物、紙錢は九日と同様である。

午前。神明府神棚で一般の神様に同様の供物をし、寿金、古万金を燃やす。

す。

昼前。地基主を裏庭で祀る。

午後。祖先を大庁で祀る。

夜。元宵燈と称し、子どもたちが提灯をもつて遊ぶ。

清明 春分より十五日目(陽曆四月五日ころ)。午前中に、神明府で神明に、つづいて大庁で祖先に、牲醴とチマキ、

紅龜餅などを供え拝々する。

昼食前。裏庭で地基主を祀る。

午後。墓参り。草取りをして墓のまわりを整理し、黄紙を墓の上に奇数枚のせる。屋根の意味であるという。先に后土として墓の傍にある土地公の碑の前に牲醴を供え、拝々してから、その牲醴に、おかず、ゆで卵などの皿を加え墓前に供える。紙錢は、土地公に対しても古万金、墓の祖先には銀紙を焼く。なお、墓は地理風水の良いところを個人ごとに選んであるので分散しており、一日では終らないので、一ヶ月位前から遠い墓の分をすませておく。清明の日には比較的近くの近親の墓に家族づれで行く。帰省者も混え、この日は墓地が賑わう。

端午 五月五日午後。大庁で祖先に、牲醴と四果、チマキを供え拝々する。

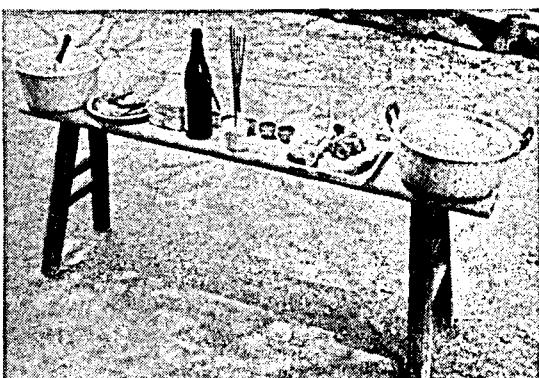
七夕 七月七日夕。内庭に卓で祭壇をつくり七娘媽に油飯、牲醴、四果を供

える。紙飾りも七夕用のを用いる。洗面器とタオルを出し寿金と経衣を燃やす。

夜。寝室の寝台の上に、床母という寝床の神に、油飯と鶏酒(14)を供え、床下で線香をつけ寿金を燃やし、幼児の健康を祈る。現在では、子どもが居ても祀らないのが普通になっているが、世帯単位というより、寝室ごとに、つまり夫婦単位で祀る神として注目に価する。



中元、大庁での拝々。子どもが酒を注いでいる。



地基主への供物

中元 従来、各部落ごとに祭日をずらし、それぞれの部落の中心的な廟で孤魂を供養する祭が行なわれてきた。広場に並んでる多量の供物は主に持ちより形式で集められたものであるが、夜各世帯に持ち帰り、近隣部落から招いた知友へのご馳走になる。これが浪費であると政府では七月十五日に統一するよう指導し、最近では公けの祭を十五日以外に行なうのを自粛するようになった。そのため、旧

社では十九日の廟の祭は廢れているが、各世帯ごとの祭は従来どおり行なわれている。
正音公内底では、七月十五日午前に大庁で祖先へ牲醜、麵、チマキ、四果を供え、古万金、小銀を燃やす。
晨前、裏庭で地基主に、肉、ゆで卵、トウフとチマキを供え、古万金、小銀を燃やす。

七月十九日夕。好兄弟を門外にしつらえた祭壇で接待する。辻から祭壇まで道しるべとして線香がさしてある。なお、かつては、七月に入ると各内底の入口に目印として、世帯主の名を記したカンテラをつけていたが、街灯の明るい現在では少なくなっている。祭壇の前方の地面には、タオルと水の入った洗面器が置かれていて、

まず洗面して着がえるようと経衣という紙錢を燃やす。供物は、ほぼ過年の拝々と同様、牲醴、四果、飯、麵、汁、おかず、チマキなどで、このほかビール、サイダー、缶詰なども積上げられている。⁽¹⁵⁾ 量的には一年でも最も盛大である。これは好兄弟がそれだけ怖れられていることを示すと同時に、願かけをするのに便利な存在であるためである。祖先は子孫を保護するものの、陰界でそれほど大きな力をもっているわけではない。一般の神様は、高位になるほど強力であるが、それだけ近づきにくく、また道徳性が強くなるから、私利私欲のための願いごと、とくに倫理に反するものは頼めない。その点、有應公⁽¹⁶⁾や好兄弟は融通がきくし、危険なだけ効力も大きい



中元の門灯（嘉義）



中元、好兄弟への拝々

と信ぜられている。さらに好兄弟の拝々は年中行事に組みこまれどの世帯でも行なっているから、他の神様のように改めて願かけをして日立つこともない。したがって犯した罪を免れるよう願つたり、医者が患者の増えることを祈ることに向いている。中元の拝々は、これらの願が成就した時のお礼参りも兼ねるので、特に盛大となる。

七月二十二日夕。旧社の蕭姓一族は、この日も中元の拝々を行なう。祀りの対象となるのは、来台祖が大陸から連れてきた二人の長工（住込の奉公人）李龍、林蒼の靈である。当時、暮しが貧しく二人を出稼ぎにやつたが、中元に間に合わず二十二日に戻ってきたので、この一族だけ二十二日に拝々をした。このとき持帰った賃銀をもとでに、一族が発展することができたので、長工として一生独身で蕭家につくした二人の靈をとくに祀つているものである。祀りの方式は、場所、供物、紙錢など好兄弟に対するものと同様である。たとえば、紙錢として銀紙を三分し、それぞれ好兄弟および二人の小費として燃やす。

中秋 八月十五日夜。大庁の祖先に中秋の月餅を供え拝々、満月に対し内庭で月餅とザボンを供える。このザボンについては、元代蒙古族の支配下にあつた漢人が中秋菓子の中に檄文をしのばせ決起し、各家庭で養わされていた異族の兵士の首をはねたという故事をしのんで、これは蛮族の頭であると唱えてザボンを切るのだという言伝えがある。この日は、土地公の誕生日なので、信者は屋間月餅を廟に供えにゆく。

冬至 陽曆で十一月二十二日ごろ。大庁で祖先に紅白の団子を供える。



神の兵卒への拝々

送神 十二月二十四日午前。四果と線香を供え、神様や祖先が天公のところに報告に行くのを送る。

このほか、定期的な祭祀として次のようなものがある。

毎月一日、十五日。朝、夕食前に井戸のわきで井戸の神様に線香をあげ、古万金を燃やす。同じく夕刻、神の兵卒に対し内庭に長椅子を出し、魚、魚、おかずを並べ、寿金と古万金を燃やす。

毎月一日、十六日。土地公への供物をして拝々する。信者は、主に商人や工場経営者に多く、この内底では祀っていない。

謝平安 十二月の適当な日を各部落で調整してきめる。午後、神明厅において、牲醴、四果、麵などを供え、一年の平安と豊作を感謝する。夜、部落の廟の前の広場に天公用の祭壇を設け、熱心な信者が誦經している中を、各世帯から牲醴をつついで来て、卓上に並べ拝々する。夜十時ごろ終了と共に一斉に持ち帰る。

なお、このような一般的な天公への謝礼のほか、重病の治癒、虚弱児の成長など個人的な頼みごとの成就への謝意を表わす答謝の儀式もこの時期に行なう。これは、豚を一頭以上に山羊を添えるなど、個人で行なう儀礼としては最も大規模なものである。

		(1) (2) (3) (4) (6) (8) 02 04 05 07 09 20 22 23	注
12/30 過年	神明 府 大 府 好兄弟	△ △ △ △ ◎ ◎ B ₂ A ₁ A ₁ B ₁ C ₁ D	* △ △ △ ◎ B ₂ B ₂ B ₂ C ₁ * B ₁ { B ₁ ▲
1/9 天公			②は自分の神様も併せて 拝々。
1/15 上元	三界公 大 府 地基主 神 明 清明 大 府	△ △ △ △ △ △ ○ ○ ○ ○ a ₁ a ₂ b ₃ △ △ ○ ○ ○ ○ ○ A ₁ A ₁ B' ₁ D	過年、上元、清明、端午、 中元 各世帯共通で。 未見
5/5 端午			
7/7 七夕	七娘媽	A ₁ A ₁ B' ₁ D	B' ₁ B' ₁ B ₁
7/15 中元	大 府	○ ○ ○ ○ ○ ○	?
7/19 好兄弟		A ₂ A ₂ B ₂ C ₂ D' B ₂ F	C ₂ B ₂ B ₂ B ₂
7/22 恩 入		A ₂ A ₂ B ₂ C ₂ D' B ₂	C ₂ B ₂ B ₂ B ₂ B ₂ B ₂
10/15 下元 冬至			
平安	神明 府	△ △ △ △ A ₁ A ₁ B ₁	△ △ △ B ₁ B ₁ B ₁
12/15 神兵			毎月1, 15日に行われる。

表1 正音公内底年中行事の集合関係(場所の記号は図4参照)

図13 正音公内底内の祭祀集合関係

- I 祖先：都合のつく世帯全部。
- II 神明：(1)・(2)／他の全世帯。
- III 天公・七夕・好兄弟：(1)・(2)
／(4)・(5)／(6)／他の全世帯。
- IV 地基主・社君：各世帯。

以上の年中行事における内底内各世帯の集合関係をまとめるに表1のようになる。集合といつても持ちよ
り関係にすぎず、強力な集団結合が成立するわけでは
ないが、時刻を合せ集まるという行為 자체が、ひとつ
の親和関係の表現とみられる。事実、気まずい対立関
係が生ずると、この持ちより集合でさえ分裂すること
は人々も認めていた。表1は筆者が観察した事例の
みを記入してあるので、空白の欄は、不参加だけでな
く、見落し、時間のズレで把握しえなかつたものも含
まれる。たとえば、過年の行
事は調査初期のため脱落が多
い。また地基主のように同時
刻に各世帯で行なわれるもの
は、全世帯まわることは不可
能である。このような不備は
あるが、図13のように集合関
係には、かなり顕著な四つの
パターンがみられる。I、都

り関係にすぎず、強力な集団結合が成立するわけでは
ないが、時刻を合せ集まるという行為 자체が、ひとつ
の親和関係の表現とみられる。事実、気まずい対立関
係が生ずると、この持ちより集合でさえ分裂すること
は人々も認めていた。表1は筆者が観察した事例の
みを記入してあるので、空白の欄は、不参加だけでな
く、見落し、時間のズレで把握しえなかつたものも含
まれる。たとえば、過年の行
事は調査初期のため脱落が多
い。また地基主のように同時
刻に各世帯で行なわれるもの
は、全世帯まわることは不可
能である。このような不備は
あるが、図13のように集合関
係には、かなり顕著な四つの
パターンがみられる。I、都

合のつく世帯全部が集まる（大庁の祖先祭祀）。ただし、同一の大庁でも時間をずらすといったことも有りうる。II、「1」、「2」のグループとその他のグループに分かれる（神明厅祭祀）。ただし、独自の神明厅をもつ「15」については資料が不充分で、「22」の場合は、ほとんど共有の神明厅の行事に参加している。「22」の神明厅では、医業（接骨）の守護神として関羽、関平、周倉の画像を祀っているもので、一般的神明を祀る共有の神明厅とは競合しないためと考えられる。III、四グループに分かれる（天公、好兄弟の祭祀）。「1」と「2」、「4」と「15」、「6」、その他の世帯と分かれるもの。IV、各世帯ごとに祀る（地基主、灶君の祭祀）。

このような四バターンに分かれるのはどのような要因に基づくものであろうか。まず、Iの全世帯集合が、大庁祭祀のみにみられることは、大庁および基本財産が共有であることと密接なつながりがあると考えられる。このことは、内底外居住の「14」、「17」が、わざわざオートバイに乗つて供えに行く動機の一部ともなっていると推測される。

大庁での祀りに参加することはそれ 자체が権利の行使であると共に、共有の一員であることの確認をも意味する。もちろん祖先への敬慕の念も有力な動機となつていようが、それだけであれば、このように一齊に供物を持ちよる必要は必ずしもないはずである。IIは、共有の枠が無い場合の分節化の志向を示している。つまり、経済的にぬきんでた「1」の先代が他と差をつける形で宏壮な建物を新築移転したが、神明厅はその宗教面での表われであるといえよう。注目されるのは、その先代に育てられ、その弟寛重の祭祀を過繼（継承）した「3」の当主が、この分節に含まれず、その他大勢のグループに入つたままでいることである。これは、財産は直系子孫のみへ伝えられるという原則が、括々のグループ化に反映したものと見られる。

IIとIIIの区別は何によって生ずるのであろうか。IIIは、天公と好兄弟という超自然界で両極端の存在を含むが、両者の共通点として屋外で祭祀が行なわれるということが挙げられる。同じ天の神でも屋内で行なわれる三界公祭祀は

IIのバターンをとっている点が示唆的である。つまり、神明庁という共同管理の場と関係をもたない祭祀においては、共同で祀るという枠がいつそう希薄になると考えられる。また、「6」の当主の弟「8」や、兄の子「4」がそれぞれ別のグループに入っていることは、系譜関係だけでなく、「6」や「8」が内底の外縁に居を構えたという居住の要因とも関連していることを示している。

しかし、屋外で祀られるという点では、IVの地基主の場合も同じであるのに、地基主はIIIのグループごとではなく世帯ごとに祀られるのであろうか。これを明らかにするには、まず同じく世帯ごとに祀られている竈神の灶君の性格に



点主



百々日の拝々。喪主が位牌を捧げもつ。

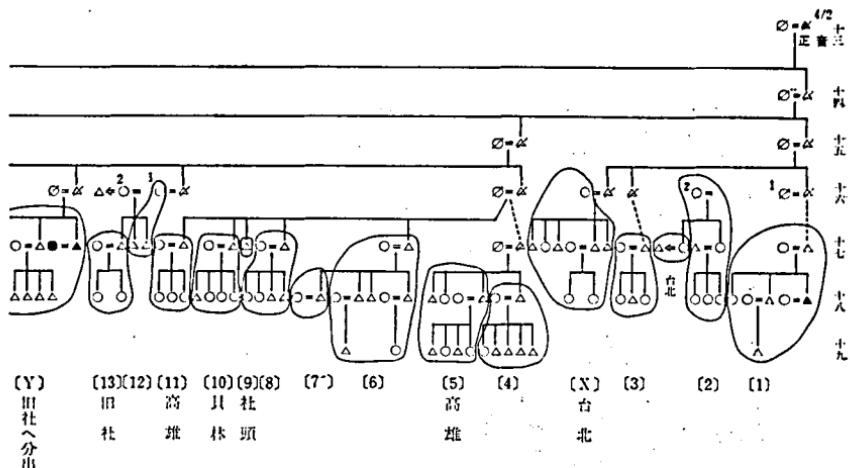


百ヶ日の拝々。靈樟に食料や薪水を供える。



百ヶ日の拝々。紙銭の入った「金庫」を焼く。

ついて考えてみると手がかりが得られる。灶君は、玉皇上帝を頂点とする超自然界の行政組織の末端にあって、各世帯の守護神であると同時に監視者でもあり、毎年末に天上に帰って、家族の行動を上帝に報告する任務をもつてゐる。したがつて、世帯ごとに配置されているので、その祭祀も世帯単位で行なわれる。一方、地基主はこうした行政上の明確な位置を占めているわけではないが、家屋の敷地の超自然的な主としての固定的な位置をしめている。漢人の家族制度を反映して、分財の行なわることに新たな財産単位の主が生ずる。したがつて、特定の世帯と直接つながりをもたない、天公や好兄弟と異なり、世帯ごとに祀られると考えられる。



参 考 の 墓

次に、死後、大庁に祖先として祀られるまで、祖靈がどのように儀礼的に処されてゆくかみてゆこう。亡くなると、足もとに線香と飯の入った碗に箸を立て銀紙を焼く。「魂帛」という紙製の仮の位牌をつくり靈をよらしめ卓上におき、線香、果物、菓子、魚、豆腐などを供える。こうして子孫は、死者の靈が現世から来世へ旅するのに必要な食料や路銀を準備してやる。しかし一方では、棺にゆで卵や石を入れ、この卵がかえつたり石が腐つたら還つてこいと言つて、靈が現世に戻ることを極度に恐れている。これは、死靈のとるべき通常の途から外れ危険な幽鬼となるからである。この魂帛は、埋葬の行列に、長男が白米を入れた「斗」(五升入りの桶)の上に立てて持つてゆく。埋葬後、墓前で点主官に、魂帛上に朱点を三ヶ所入れてもらう。点主官には、学識のある名望家を依頼するが、点朱のとき「一点旨分明、二点旨科甲聯登、三点旨子孫長生大富大貴大道」という縁起の良い句を唱え。このことから判断すると、点主は仏像などの開眼の際朱を入れる入魂の儀礼とは異なり、単に子孫の繁栄を点主官にあやかるにすぎないのかも知れない。魂帛は家に持ち帰って

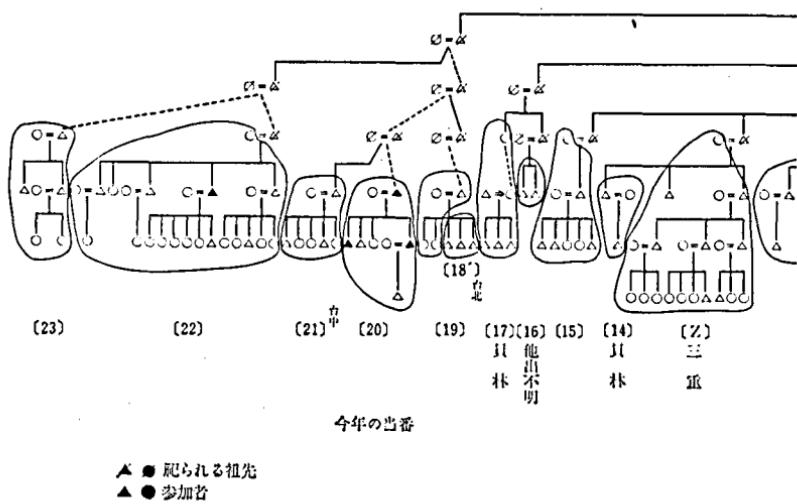
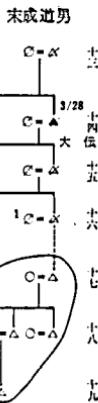


図14 正音

大庁の靈卓に安置し、朝夕線香と飯を供える。死者の靈が七日ごとに七回それぞれの地獄で裁きを受けるので、判官に対しても牲醴を供え金紙を燃やす。百カ日目には道士をよび盛大に供養する。この時、米、野菜、水、薪を供え、これからは自炊するよう頼み、以後一日と十五日だけご飯を供える。一年目の「対年」にも道士をよび盛大に祀った後、吉日をえらび魂帛を焼き、その灰を大庁の香炉に入れ、公媽牌に名を記入する。それ以後は忌日ごとに拝々をする。

墓と地理風水の問題は、現在でも人々が強い関心を示している。すなわち、祖先を地理風水の良いところに埋葬するとその子孫が栄えるという考え方は、人々の成功、不成功を説明する際にもっともよく用いられる。祖先は、この地理風水の因果関係に単に道具として受動的に使われているだけなのか、或は主体的に関与するのか議論の分かれどころであるが、社頭の人々の意見は前者に傾いているようである。この問題を考えるとき留意すべきは、祖先といっても直接影響を及ぼすのは祖先一般ではなく、普通祖父母どまりだという点



(Y) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7)
田社 田社
(6) (5) 高雄
社 雄 林 頭

の 墓 参 り

である。

清明の墓参りにおいても、世帯が主体となつて祀る範囲はそれほど広いものではない。図14～19に示された正音公内底の事例を分析すると、次のような点が注目される。

- ① 忌辰表の場合と同様、直系祖先が主体となつており、傍系親が祀られるのは直系祖先の天折した兄弟のみである。

- ② 世代深度は、忌辰の場合より浅く、多くは一番上の世代の参拝者からみて祖父までが多い。それ以上は疎遠になる傾向があり、継続しているのは祭祖用の共有財産のある場合が多く、輪番で管理している。なお、ほかの内地の事例では、各房で祖先夫婦の墓祀りの責任を分配する例もみられた。
- ③ 参拝者は、忌辰の場合は関係世帯から一人以上参加しているのに対し、男系子孫とその配偶者のうち、都合のつく一部の者だけである。
- ④ 男、女とも参加する。世代の近い祖先の場合は、子どもも混え家族ぐるみで、遠くなると成人男子が主体とな

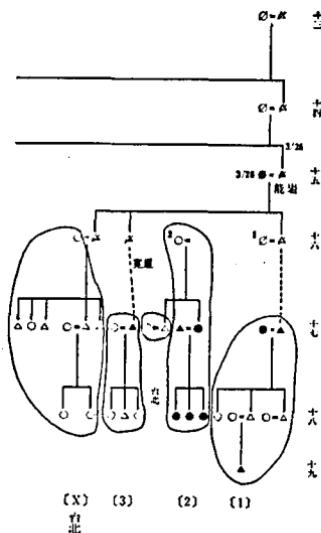


図16 能岩とその妻、寛重の墓参り

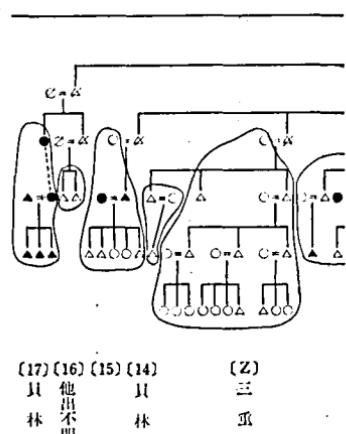


図15 大伝

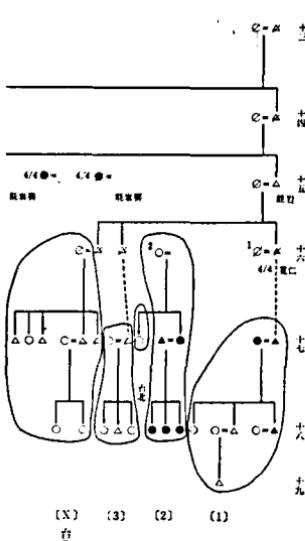


図17 能岩の妻2人、寛仁の墓参り

つて参拝する傾向がみられる。この点がほかの例でも確かめられれば、大庁における祭祀と祖厝における祭祀の差に対応していく興味深い。

⑤ 祖先の墓への拝々に先立つて、傍にある土地公を祀る。そのとき供えた牲醴をそのまま祖先にまわすほか、おかげ類をつけ加える。これは、次に述べるように神と神でないものへの供物の差を示す例として興味深い。

以上、大庁公媽牌に関する祭祀、年中行事墓参りについて述べたが、これらの祭祀において祖先はどのような超自然的存在として位置づけられているのだろうか。儀礼的取扱い方

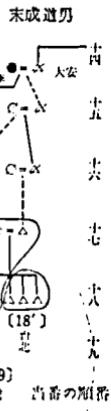


図18 大安の妻、振金、清淨の墓参り

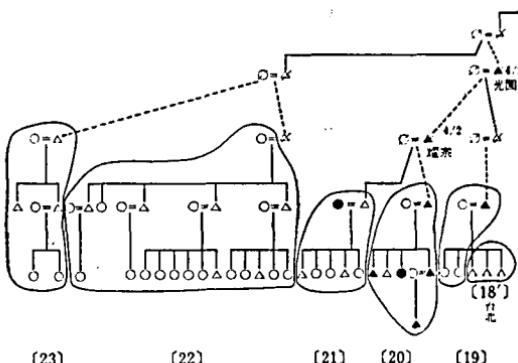


図19 光園、光園宗の墓参り

の差異を手がかりに検討してみよう。

まず、超自然的存在に供えられる紙銭の種類によって、祖先は神の範疇から除外されている。どのような下級の神に対しても、金紙が用いられるが、祖先には好兄弟や地主とともに銀紙が供えられる。

つぎに、供物に飯や汁が供えられるか否かによって、祖厝や大厅で祀られている祖先と好兄弟、地

基主とが区別される。こうして、神、祖先、好兄弟(つまり鬼の類)のカテゴリーが形式的基準により明確に分類されるようになる。

しかし、この分類は単純化しすぎていて、脱穀前の大安寺の位牌堂で祀られている靈などが考慮されていない。上記の基準でゆくと前者は、鬼の方へ、後者は祖先に含まれることになる。図20のように祖先の系列と鬼の系列を区分する形式的基準は見出しづらい、結局両者を区別するのは、祀る者が、父系親族であるか他人であるかという内容的な基準によらざるえない。つまり、この二系列は、本来相対的にしか区別しないものである。自己にとって祖先で

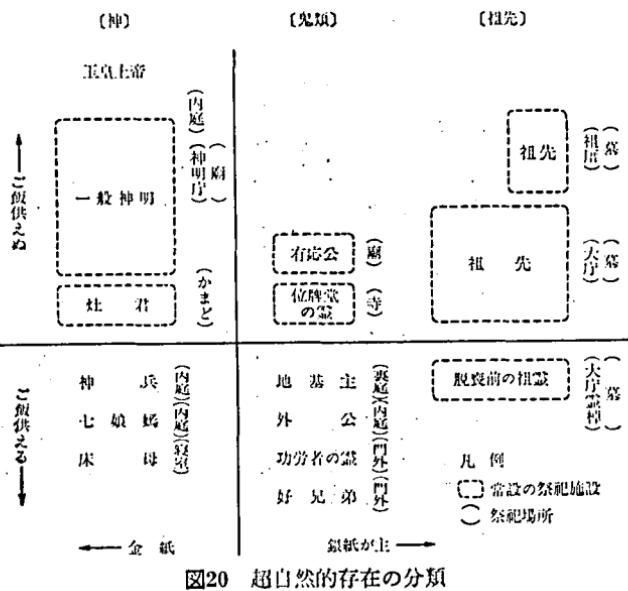


図20 超自然的存在の分類

あつても他人にとっては、祀られなくなれば鬼に分類されてしまう存在なのである。

注

(1) Kulp (1925) は、「自然家族」(natural family)、「経済家族」(economic family)、「宗教家族」(religious family)、「伝統家族」(conventional family) という四段階の範囲を考えていく。第一は本論でいう夫婦とその子より成る範囲、第二は世帯、第三は、様々なレベルでの共祖範囲、第四は宗族に相当する。

また、Wolf, M. (1972) は、「母子家族」(uterine family) という女性を中心見た場合の範囲を設定している。上記のよんな男性社会の論理によって構成されている家族と異なり、女性の一生を通じ、母の「母子家族」での出生と成長、兄弟の結婚に伴う疎外、自己の結婚と出産により自分の「母子家族」の生成へと移行する。父や夫はこの範囲から除外され、息子の妻が周辺部に含まれれる。

(2) たとえば、蕭家といった場合、他姓に対し蕭姓一族をさすりともある。

(3) 肉類よりも正式の供物で、五牲と三牲がある。五牲は、鶏、アヒル、ガチョウのうち二種一羽ずつ、魚一匹と豚肉大片、豚の肝臓、三牲は鶏と魚、豚の三種よりなる。簡単に行なう時は、鶏の代りに卵、魚に干物を使う三牲もある。

(4) 季節の供物四種。

(5) たとえば、出資による公業の創設や村祭りの寄付の集め方、あるいは祭祀だけでなく、世帯そのものが、各々持分をもつて男子のもよりによって成り立っている集団であるともみなしうる。それに事業などの経済活動や会と称される講も多く

は、このより方式で運営されている。王崧興（一九六七、一九七二）参照。

- (6) このほか、妻の名を単独で記して紙で貼つたものが二名ある。これは略式で、本来は夫の名と共に記入さるべきものである。

(7) 父の姉妹、つまり父系女子成員のこと。

(8) Jordan (1972: 100) も実際に祀られる祖先の数は、位牌の数よりずっと少ないとして述べている。

(9) 記憶は、男の家長より主婦の方が詳しい。「お婆さんが全部記憶しているから」と忌辰表をつくらない世帯もある。

(10) 内底全体の忌日表を大厅にかかげてあることもある。この場合、各世帯では自分に関係のある祖先のものだけを選んで拝するが、古くなると実際の祭祀範囲とそれを生ずる可能性は充分考えられる。

(11) 未成（一九七七）参照。

(12) Wang (1974: 188-189)によれば、台湾の龜山島では地基主は以前の家の持主の靈であるが、個人名で祀られることがあるという。

(13) 天公とは天の神様という意味で、玉皇上帝のほか、その弟と民間でいわれている三界公、つまり天官、地官、水官をも含む。また、玉皇上帝というのは、天子という場合と同じく地位の名称であり、たとえば現在は閻聖天君がその位をしめているという人もいる。

(14) 産後、栄養をつけ乳がよく出るようにと産婦に飲ませる。

(15) 他の紙錢と同様の粗紙にズボン、シャツ、クツ下などの絵を印刷したもの。

(16) 無縁の遺体を集め祀った納骨堂で、正面は土地公と同じような小さな廟になっている。有求必応、つまり求めには必ず聞くなどされるというところからこの名称がつけられている。様々の姓の者が收められているので百姓公ともいう。

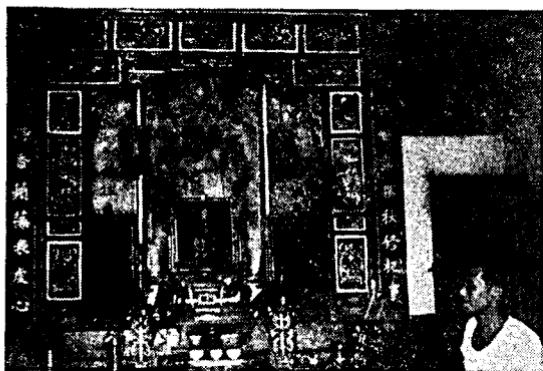
(17) 祖先が、子孫を重病にからせたりして、その祀り方に関し指示を与えることがあるが、この場合もほぼこの範囲の祖先である。

四、公序と祖先祭祀

家族レベルの祭祀においても、祖父母ぐらいまでの近祖とそれより遠い祖先では、微妙な差がみられ、後者は共有財産の裏づけのある場合にのみ盛大に祀られるという点で、祖厝の祭祀に連なるものであるといえる。旧社の廷標(十世)以下の祖先を祀る公序は、ちょうど大序と祖厝との中間に位置する形態として注目すべき例である。



廷標公公序正面



廷標公公序の公媽牌

この公序の形成過程について
は、古老の記憶によつてもほとん
ど不明であるが、断片的資料によ
つて次のように推定される。

まず、十世廷標については、そ
の墓の存在はインフォーマントに
よつて区々である⁽¹⁾が、忌日を記録
した忌辰表のあることから、ほぼ
来台祖とみてよからう。つぎに、
九代禄換の公業についての言伝え
がある。かつて隣の苟雅において、
禄換の公業が組織されていた

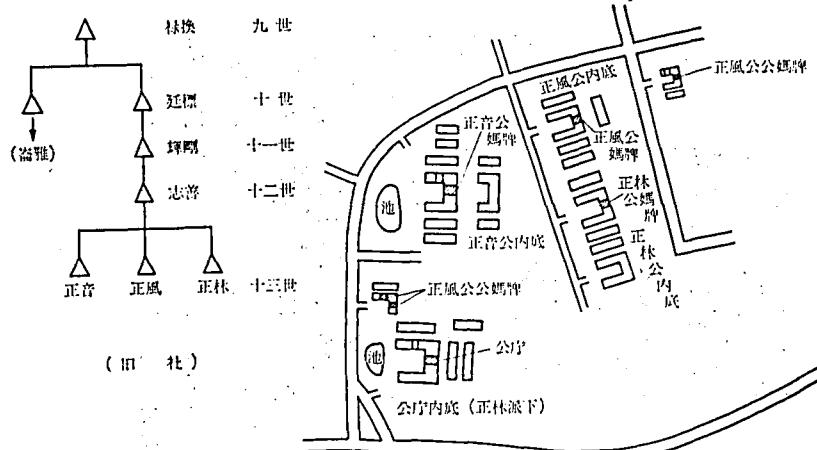


図21 旧社、廷標公の公序とその子孫の居住地

が、旧社の派下(子孫)が増えたので、その持分に相当する二分の一の分与を受け、旧社で禄換公の公業を組織した。旧社に住む禄換公業の派下は廷標の子孫と一致し、また十二世志善の公業の派下とも一致している。これは、廷標の子孫としては輝剛を経て志善の子孫のみが偶偶旧社に居住しているためである。したがつて、禄換と志善の二公業は同一人物を管理人とし、同じ日(重陽)に祭宴を開く。

なぜ、公序の公媽牌の最初の祖先が禄換ではなく廷標なのだろうか。財産の持分から廷標は、裕雅の派下の祖先と二人兄弟であり、旧社の派下の系譜上の分節の始祖となっているためと考えられる。

公序の公媽牌には、十世廷標以下十六世まで九十三名の名前が刻まれ、十七世の名が赤い貼紙で入れられている。現在の最下世代は十九世であるから約二〇三世代、一世代三十年として約六十九年前にこの公媽牌が作られたと推定される。

この公序は、公業禄換、志善の管理人によつて管理され、公業の基本財産からの収益で毎年重陽の日に派下を各世帯一人ずつ招待し、祖先を祀った後、豚や山羊を殺し、二十卓二百人近い宴をはつた。この祭は、祖厝の祭祀を小規模にしたようなものであった。農地改革後二甲余りを残し、そこからもみ二百斤ぐらい(千元、約一万円)の収入が

あり、これを当番の房に渡し簡単な祀りをしていた。ところが、当時の管理人が貧しく生活におわれ、その収益に手をつけたので他の派下たちは、かれをやめさせその替りに富裕な有力者を選んだ。しかし、現在では派下総会を開いても定足数を集めることは事実上不可能であるため、正式の議決をふむことができず、法的に認められた管理人にはなれない。そのため、派下もある小作人たちは、「法的根拠を欠く代理人に納める必要はない、納めてもかれらが勝手に費消してしまうのなら、自分たちで祖先の祀りをした方が祖先も喜ぶはずだ」と十年位前から小作料を納めなくなつた。こうして、重陽の祭祀と宴会を、小作人たちが行なつたが、一回だけで、その後は祀らなくなつた。小作料が入らないので、地租が滞納となり、五歩ほど差押えられ競売になり、その差額数万元は管理人代理の手に渡つた。間もなく、この代理が死亡し、その行方が曖昧になつてしまつた。現在では、その長男が、上元と重陽に簡単な供物と税金の支払をし、派下の一人が公序の脇の部屋を使用する代り、朝夕の線香を供え、掃除を行なつてゐる。

この公序のある内底には、正林の派下が住んでゐるが、かれらの旧居（もとの家）は、現在正林公の公媽牌を祀つてある内底であり、通常の祖先祭祀もそこで行なう。これと並んで、正風の派下の内底があり、そこから一、二世代前に、一部の派下が近くに家を建て移り大序を設けた。

さて、この公序は次の点で祖厝と共に通している。

- ① 同じ形式の公媽牌を置く、② 祖先の財産でなく、派下たちの醸出による基本財産、③ 専任の管理人、④ 祭祀への供物がもぢよりでなく基本財産の収益によつて賄われ、⑤ 公序のある内底の外からも多勢参加する。

しかし、同時に次の点で通常の大序の祭祀とも共通点を有している。

- ① 同じ一枚板の公媽牌、② 内底の内にあつて正寝の中央をしめていること。

こうして祖厝との共通点を多く有しているが、旧社の人々はこれを祖厝と言わず、またふつうの大序とも異なつて

いるという意味で公庁と称している。⁽³⁾ 上記のような祖厝との共通点をあげ、どういう点が祖厝と異なるのか問いつめてゆくと、結局規模の大小の差に帰着する。すなわち、祖厝と大庁は両極的な形においては、その差異は明確であるが、その中間になると曖昧になる。これは、七十年前、斗山派の六世弘貴を祀つて建てられた小規模な祖厝、慈考祠が、現在その建物に居住している者の大庁としても用いられているという事実からもいえよう。

この公庁は世代を経れば、公媽牌の枚数を増し、内底とはなれて建てられる(または、現在の居住者が転出する)ことにより、形式的には祖厝と区別がつかなくなるのであり、祖厝の形成過程を推測する上でも貴重な存在といえよう。

公庁はもとより、大庁ですら祖厝と近似していることは、Ahern (1973) の台北近郊渓南の「祖廟」と比較してみるとよく解る。渓南では、各世帯ごとの祭壇が無く、同姓の人々の住む屋敷(つまり内底)全体で祖先を祀つてある祭壇がある。Ahern (1973: 96-99) は、これを次の理由から「祖廟」と称している。⁽⁵⁾ ① この部屋には儀礼用の公けの物のみを置き居住生活用の私物は置いていない、② 結婚式や忌祭の拝々が行なわれ、③ 香炉は共同のもの一個だけで、④ リニージの共有であると共に、その威信のシンボルでもあり、⑤ 遺体を安置し、紙の位牌を一年間別の卓で祀る、⑥ 忌日は主に男性が記憶し供物をする、⑦ カマド神も各世帯ごとでなくこの単位で祀る。

最後の二項を除き、あとはいすれも社頭の大庁の説明にそのまま通用するものである。⑦もこれが祖廟であることの属性というよりは、家族レベルで捉えた方が良い根拠とみなせる。したがって、これをえて祖廟と称することは、家族レベルの祭祀と祖廟レベルの祭祀を全く異質のものとして固定的に捉えるのを防ぐ意味はあるが、社頭のようにさらに上のレベルに祖廟が存在する場合には混乱を生ずる。大切なのは、世帯、大庁、公庁、祖厝が連続的なものであるという点である。

- (1) 解らないとする者が多く、正音の墓のある旧社の公共墓地あるいは山手の水源地をあげる者もいるが位置は解らない。輝剛の墓も旧社にあるだらうといわれるが不明である。位置を確かめうるのは、その次の代の志善からで、南投県の山にあり、公業収益が入っていた頃は、毎年牲醴を用意し、代表が墓参りを行っていた。
- (2) したがって、末成（一九七七、一〇〇頁）図5の輝剛の傍線は廷標につく。
- (3) 公序という語は、本来私序に対するもので相対的な概念である。例えば、大厅はほかの部屋を私序とした場合は公序といえるし、上の世代の始祖をもつ祖厝は、それより下位の祖厝に対し公序である。したがって、ここで公序という名称が用いられているのは、祖厝でも大厅でもないものを表わす苦肉の手段ともとれる。
- (4) 現在、公媽牌に向かって右に神明用の香炉がおかれてある。末成（一九七七、一一八頁）写真参照。
- (5) 社頭の祖厝の大部分をしめる唐山祖（大陸の祖先）を祀ったものは、新開地である台灣に最初から祖厝として建てられたものである。しかし、大厅から発展して祖厝が形成される可能性も充分ありうることである。

五、比 較

以上、公業、祖厝、公序、家族の各段階における祖先祭祀について述べてきたが、この社頭の事例は、他の漢人社会の事例に比べ、どのような特色をもっているのだろうか。これまでの研究で明らかにされている問題点について論じてゆきたい。

〔1〕 祖先祭祀が、家族(domestic) レベルのもの、超家族(extra domestic) レベルのものに分かれ対照的な性格をもっているという仮説⁽¹⁾は、検討の余地がある。Freemanによれば家族レベルでの祭祀は個人的追憶の要素が強

く、女性が祭祀の重要な担い手であるのに対し、超家族レベルでの祭祀は父系的結合が強調され、祖廟などで男性によってとり行なわれる。⁽²⁾

しかしながら、社頭においてはこの対比は両極、つまり世帯での近い祖先の祭祀と祖厝での祭祀の場合には成り立つが、公序という中間的存在があり、さらに家族内つまり大庁で祀られている祖先についても個人的記憶の範囲を超え、祭祀用の基本財産をもとに輪番で祀られる祖先もある。このように家族レベルと超家族レベルの祖先祭祀の境界が不明確なのは、位牌祭祀のあり方とも関係がある。

〔2〕 Freedmanによれば、家族で祀られている位牌は三⁽³⁾～四代祀られた後、焼くか埋めるかされ、その祖先の名

は祖廟の位牌に記入される。⁽³⁾ このように境界がはっきりしていれば、両タイプの対比は自ずと明確になろう。

しかしながら社頭では、大庁の位牌も祖廟のと同様一枚板のものを用いているため継続して保存され、一定世代ごとに定期的に処分されることはない。⁽⁴⁾ 一方、祖厝の公媽牌には全員ではなく、祖厝の建設（創建、改建）の時生存していた男子およびそれまで判明していた祖先の名が記入される。したがって、これらの祖先は祖厝と大庁の両方の公媽牌に名前が記されていることになる。また、大庁の公媽牌に有る名が除かれないので、世代を経るほど祖先の数は増し、忌日に実際に祀られない祖先も生じてくるはずである。正音公内底では内底始祖の正音まで祀られているが、隣の正風公内底のインフォーマントは、遠くなつた祖先は一括して重陽（九月九日）に拝むと述べていた。

〔3〕 大庁の公媽牌には、父系男子とその婚入配偶者が祀られ、周辺因係者（つまり、婚出男子、未婚のまま亡くなつた女子、離婚または再婚して出ていった婚入者、自姓を保つたままの入りムコ、婚入者の親など）の位牌は大庁で祀らないのが原則である。しかし、この原則は必ずしも守られず、家族の病気などの形でお告げが下され、大庁に板の間仕切りをしてその位牌を置いたり、なかには首尾よく公媽牌に記入されたりするものもある。⁽⁵⁾

社頭の正音公内底では、原則どおりで、婚入者の親の靈を祭のとき内庭で祀っていた例、寺へ娘の位牌を納めた例、婚約中亡くなった娘を冥婚させた例などは見られたが、大庁で周辺関係者を祀っている例はなかつた。⁽⁹⁾ この原因として、陳（一九七三、一五八—一五九頁）も指摘しているように、周辺成員の靈を大庁の公媽牌あるいはその傍で祀るのは比較的貧しい層に起りやすい現象であり、また社頭蕭姓のように一姓の集中度が著しく高い場合、雜居集落に比べ異姓との区別を明確にする意識が強いとすることが考えられるのではないかだらうか。

〔4〕 祖厝や公業などの共有財産は、それを共有するリーニーの威信を示すシンボルであるが、その形成過程には、Freedman (1958) のいう不均等な分節化（segmentation）によるものと、同姓者などが適当な系譜関係を指定して糾合（fusion）するものが認められる。この点について、各地の報告と社頭の例とを比較してみたい。現在利用できる十六のモノグラフのうち、六例は共有財産を欠いており、三例⁽¹⁰⁾は存在していても詳細が不明なものである。

Ahern (1973) の溪南の「祖廟」は社頭の祖厝というより大庁に近いことはすでに述べたが、その規模も三十戸内外で水田十ヘクタール足らずと小さく、その収益は各房が輪番で受持つ祭祖の費用に充てられ。Pasternak (1972) の中社には族產があり分節化が認められるが、十リニーシ二十一ヘクタールと小規模で、当番に当った房がその正庁で代表して三と四卓ぐらいの宴をはる程度である。これに対し、Pasternak (1972) の打鉄やCohen (1969) のMeinungの客家村落では、大庁祭祀と明確に区別される祖廟が糾合（fusion）により形成され、村落を超えた連帶を強化している。Nelson (1974) は複数の弱小リニージが村落内でそれぞれ固まって居住している上村の資料で、始祖など特定の選ばれた祖先以外の祖先との系譜関係を故意に曖昧にしようとする傾向を指摘している。上村の場合には、族產の形成は分節化によっているが、明確な系譜関係を伴わない統合という点では先の客家村落の糾合と共通性を有しているといえよう。

高度の分節化や共有財産の規模の点で、社頭と直接比較しうるのは、Potter (1970) の Hang Mei 村・J. Baker (1968) の上水村である。Hang Mei 村のリニージは、十二世紀定着以来二十七代の系譜深度と三千人の人口をもつ、共有財産は約百八十ヘクタールにものぼる。これらの共有財産は、富裕になった房が他から分かれ独自の財産を形成するという不均等な分節化を反映している。祭祀用共有財産の無い墓は忘れ去られる。分節化が数多くのレベルで起つてゐる結果、リニージの成員は複数の祖産の収益に与かる。最近半世紀リニージが政治的、法的機能を消失したにも拘わらず、共有財産の経済的魅力は、リニージ結合の主要な強化要因となつてゐる。一方、上水村のリニージも元代中期に現住地へ来住以来約二十代の系譜深度と三千人の人口をもち、「堂」と「祖」に分類される共有財産を有する。これは社頭の祖厝と公業に相当すると考えられる。ここでも同様の不均衡な分節化がみられ、個人はその属していいる様様のレベルの分節から収益の分配を享受している。社頭に比べるとリニージの成員権が厳密で、同じ父系成員の住む地域集団の結合も強い。

さて、社頭の場合これら二例の多くの特徴と共通点を有しているが、ひとつだけ決定的な相異点がみられる。それは、他の二例での分節化が実際にその定住地で起つたものであるのに対し、社頭では少なくとも來台祖までの約十世代の分節化は、台灣で再構成された分節化であるという点である。したがつて、大陸での分節化を跡づけていふのはいえ、來台後この系譜にそつて派下を糾合したという点では、先の客家村落における糾合と共通性を有するといえ。Nelson (1974) の上村との相異は、系譜がかなり明確な形で（少なくとも族譜等により、各公業の祖先の関係が復元しうるという点で）分節化が行なわれている点である。もちろん、渡台しこの地方に集まつてきた派下の数が多かったとはいへ、故郷と全く同様の人口比を示していたとは考えられないから、故郷での分節化をそのまま再現するの是不可能である。そこで、糾合される人々の最大公約数になる祖先の名のもとに、共有財産をこしらえるという形を

とったものと推定される。これは、系譜関係をつくり出すのではなく、すでに存在している関係を利用するという点で、客家系村落の糾合とは区別される。つまり、Fried (1970) の用語にしたがえば、漢人の父系集団には、系譜といふ証明 (demonstrated) によって形成されたものと、約定によるもの (stipulated) 形成されたものがある⁽¹⁴⁾が、社頭の場合は系譜 (demonstration) によって、約定された (stipulated) 集団であるといふこともやきよう。そこで問題となるのは、このように再構成された公業での祖先祭祀と、米台以後純粹に分節化により形成された公業での祖先祭祀と差があるのだろうかという点であるが、社頭旧社の公序の例にみられるように質的な差は認めがたい。

〔5〕 墓祀りにも遠近⁽¹⁵⁾二種の祖先があり、近い祖先は忌日に、遠い祖先は定期的に祀られる傾向がある。これは、大序での祖先祭祀における遠近のちがいに対応しているとも考えられるが、正音公内底以外の事例をも含めて判断すると、墓祀りの範囲は大序での忌辰の祭祀より狭い傾向がある。Li (1976) は、墓祀りを家族関係、位牌祭祀を法的関係と結びつけている。これは、それぞれの特徴を捉えているが、墓祀りも遠い祖先の場合、祖厝での祭祀と同様の統合作用があり、大序の公媽牌の祭祀でも近祖については情緒的因素も強くみられる点をどう説明するかが、問題として残る。

〔6〕 超自然的存在を、神、鬼、祖先に三分するのは多くの研究者にとられている⁽¹⁶⁾。社頭の事例も、ほぼこれらの範疇で整理しうるが、祖先のうちには脱喪以前の祖靈も含まれているとすると、鬼と祖先の区別が神と非神の区別ほど明確でなくなる。これは祖先と鬼の関係が、自分にとっての祖先も他人にとっては鬼と同類であるというように対的なものであり、また祖先は子孫が祀らなければ鬼に転化する可能性をもつていてことを考えれば当然といえる。

〔7〕 祖先が子孫に対して常に慈悲深い存在であるのか、また地理風水思想に関連して、墓にある祖先は全く受動的存在であるのかについては、研究者の間でも意見が分かれている。社頭の人々に聞いても両様の答がかえつてくる

る。これは、聞く方が祖先という概念を单一の内容をもつたものとして扱っている点に問題があるのではないだらうか。いく單純化していえば、子孫に罰を下したり、その扱いに具体的指示を与えるのは個人的記憶にある祖先あるいは関係者の靈であり、遠い祖先はより一般的な存在で、その祭祀が専ら子孫の繁栄と記憶によつているため多くの場合、慈悲深い。また、Freedman の墓の祖先は子孫によつて地理風水の道具とみなされていて、という指摘は正しいとしても、墓参りする時、人々はこのような物としての祖先を対象としているのではない。

〔8〕 祖先祭祀が財産の有無と密接な関連のあることはすでに指摘されてゐるが、社頭においても確認された。たとえば、公業、祖厝のレベルでは、共有財産の有無がそのまま祭祀の存否に結びついている⁽¹⁹⁾し、大庁レベルでも遠い祖先になると共有財産の裏づけのある場合に墓参りなどの祭祀が限られてくる傾向がある。しかしながら、他の地域で報告されているように⁽²⁰⁾、全くの他人であつても財産を受継いだために祖先と同様な形で祀るという例は見られなかつた。功労のあつた一人の長工の靈が中元の拌々に祀られているのはやや類似したケースであるが、かれらを祖先として扱わず、好兄弟と同じカテゴリーに含めている点に蕭姓の祖先の範囲についての厳密さが認められよう。

注

- (1) Freedman (1958: 47, 81—91), Freedman (1970: 164)
- (2) Freedman (1970: 173)
- (3) Freedman (1970: 166—167)
- (4) Cohen (1959: 169—170) のば、南台湾客家の例であるが、社頭の例と似てゐる。Baker (1968: 61—62) は、香港上水村で家族が祖先の名を紙に書き足してゆき十世代以上にもなる位牌の例を報告してゐる。
- (5) 贈金した男子のみ限られるムンクラインフ・ヤーマン・ムン。
- (6) Harrell (1976: 377—378) も同様の例を北部台湾の調査で見出している。

- (7) 婚出女子は、婚出先でその夫とともに祀られるなど、いりでは全く問題外となる。なお周辺関係者の事例については、次の諸論文をくわしい。陳祥水(一九七〇), Wolf, A. (1976)。
- (8) 真婚じつへば、既(一九七一), Jordan (1972: 140—154) 参照。
- (9) ただし、同じ蕭姓で斗山系の別部落居住者の大庁に異姓男子名が記入されている公媽牌があった。これは入りムロの夭折した男の子の名や、家族が病気になつた時のお告げで赤い布袋に名を書き簡単に祀つていたが、公媽牌を新しく作り直したとき「記入してしまった」というものであった。
- (10) Freedman (1958: 48—50)
- (11) Yang, M. (1945), Fei (1939), Hs (一九六七), Gallin (1966), Diamond (1969), Jordan (1972)
- (12) Kulp (1925), Yang, C. K. (1959), Hsu (1949)
- (13) 本文四四頁参照。
- (14) Fried (1970: 20—27)
- (15) リの遠近の境地(レンド)は、論者によつて一様でない。Freedman (1970: 173) は曾祖父、Fei (1939: 79) は高祖父の墓地や、Pasternak (1973: 267) は直接上の祖先は各世帯で、それ以上は輪番で管理。Baker (1968: 62) は最下世代から曾祖父まで、やれども基本財産を有する場合のみとした。
- (16) たゞ、Freedman (1966: 142, 1970: 168) は始祖の墓が、祖廟を建てたる余裕の無く一族(レジム)にて祀る場合(レジム)を指摘している。
- (17) Harrell (1974: 193—194), Feuchtwang (1974: 106—128), Wang (1974: 189—192), Jordan (1972: 31—41, 170—171)
- (18) 祖先が慈悲深く存在か否か(レコドミ)、Freedman (1967: 90—101), Ahern (1973: 191—219), Wolf, A. (1974: 163—168), Li (1976: 329—338) 地理風水と祖先(レコドミ) Freedman (1966: 126—141, 1967: 86—89), Ahern (1973: 175—190) など。
- (19) 旧社の公序の小作人たちが、小作料を納めない場合、自分たちで祖先への祭祀を行なつたりや、公序の水田の一部の売却代金を保管している者が、細々とではあるが牲醴を供えていることなども、リの義務感の表われたまぜぬ。

(29) Ahern (1973: 139-162)

おわりに

これまで台湾漢人の研究がリニージの弱い集落を対象としてきたのに對し、リニージ組織の發達した彰化平原を調査地としたことにより、どのような点が明らかになつただらうか。まず、台灣が無産層出身の賃労働者によつて開拓されたことや辺境という条件が大きな父系リニージの形成や祖廟などの族産の維持を困難にしたという誤解は、これまでの調査資料の提示だけで簡単に解けよう。中国人移民の場合、たとえ本人は無産者であつたとしても、その出身リニージなり出身村落が儒教的文化と全く無縁であつたとは限らないのであって、むしろ漁村や寒村など厳しい經濟条件下にありながらなお、家族レベルでは強い父系原理がみられるところに特徴がある⁽²⁾のである。

つぎに、漢人の家族やリニージの多層性は宗教に関連して最も顯著に現われる所以であるが、それを見るためにもリニージが発達し祖厝や公業のあるところの方が有利である。これは、例え溪南で Ahern (1973) が祖廟と捉えたものが、社頭の大庁とほとんど変らないものであつたことは、内底をこえたレベルでの祖先祭祀を欠いた調査地域を選んだことの限界を示しているといえよう。

第三に、經濟条件の変動に伴う祖先祭祀のあり方の変化をそれぞれのレベルにわたつて捉えうることである。農地改革は、公業、祖厝レベルの祖先祭祀を直接廢退させ、大庁の遠祖レベルでの祭祀は近年の都市への流出によつて沈滞化している。これに対し、世帯レベルでの祖先祭祀は、工業發展に伴う兼業化によつて現金収入が増えたこともあって、むしろ派手になる傾向すらみられる。

このような変化は、他の神明祭祀の在り方にも影響を与える。最も興味深いテーマの一つは、部落や郷の中心となる神明廟と、祖厝レベルでの祖先祭祀との関係である。両者が相反する関係にあるという仮説が正しいとすれば、農地改革後、社頭のようなリニージの強い地域でも神明廟が発達するはずである。たしかに旧社では、戦後になって媽祖廟の祭祀が盛んになったといわれているが、これが社頭郷全体でもいえるか否かといった点は今回扱いえなかつた。また、本論を執筆しながら感じたことであるが、筆者の短い調査資料も含め祖先祭祀を扱うには、人々の行事についての細かい観察が未だ不充分であるという点である。モノグラフを読んでいても、実際に供え物はどこまで料理されているのか、実際にどの範囲の祖先を拝んでいるのかはっきりしないまま一般論が述べられていることが多い。もちろん明らかに些末なことを扱う必要はないし、個別差も出てくるであろう。しかし、これらは、神と祖先のカテゴリーについて論じたり祖先の遠近を考える際の決め手になることがあるのである。このような意味で本論では資料を断片的なものであつてもできるだけ生の形で提示した。

注

- (1) Jordan (1972: xvii, 14, 16, 99)
- (2) Diamond (1969), H (一九六七), Harrell (1976)
- (3) 施(一九七二)

参考文献

- Ahern, E. 1973 *The Cult of the Dead in a Chinese Village*. Stanford University Press.
- 陳中民 一九六七 晉江厝的祖先崇拜與氏族組織『中央研究院民族学研究所集刊』二三、南港。
- 陳祥水 一九七三 『公媽牌』的祭祀——承繼財富與祖先地位之確定『中央研究院民族学研究所集刊』三六、南港。

- Baker, Hugh 1968 *A Chinese Village Sheung Shui*. Stanford University Press.
- Cohen, Myron 1969 Agnatic Kinship in South Taiwan. *Ethnology*, 8.
- Diamond, N. 1969 *Kun Shen, A Taiwanese Village*. New York.
- Fei, Hsiao-tung 1939 *Peasant Life in China*. London.
- Feuchtwang, S. 1974 Domestic and Communal Worship in Taiwan. in A. Wolf ed. (1974).
- Freedman, M. 1958 *Lineage Organization in Southeastern China*. London.
- 1966 *Chinese Lineage and Society in Fukien and Kuangtung*. London.
- 1967 Ancestor Worship in Two Facets of the Chinese Case. in M. Freedman ed. (1967).
- 1970 Ritual Aspects of Chinese Kinship and Marriage. in M. Freedman ed. (1970).
- 1974 On the Sociological Study of Chinese Religion. in A. Wolf ed. (1974).
- ed. 1967 *Social Organization*. Chicago.
- ed. 1970 *Family and Kinship in Chinese Society*. Stanford.
- Fried, Morton 1970 Clans and Lineages. How to tell them apart and why,—with special reference to Chinese Society. 『民族誌研究』11期，122-136。
- Gallin, B. 1966 *Hsin Hsing, Taiwan. A Chinese Village in Change*. Berkeley.
- Harrell, C. S. 1974 When a Ghost Becomes a God. in A. Wolf ed. (1971).
- 1976 The Ancestors at Home: Domestic Worship in a Land-Poor Taiwanese Village. in W. Newell ed. (1976).
- Hsu, F. 1949 *Under the Ancestor's Shadow*. London.
- Jordan, F. 1972 *Gods, Ghosts and Ancestors Folk Religion in a Taiwanese Village*. Berkeley.
- Kulp, D. 1925 *Country Life in South China*.
- Li, Yih-yuan 1976 Chinese Geomancy and Ancestor Worship. in W. Newell ed. (1976).
- Nelson, H. G. H. 1974 Ancestor Worship and Burial Practice. in A. Wolf ed. (1974).
- Newell, W. 1968 Some Comparative Features of Chinese and Japanese Ancestor Worship. *Proceedings VIIIth*

International Congress of Anthropological and Ethnological Sciences Vol. III.

— ed. 1976 *Ancestors*. Paris.

Pasternak, B. 1972 *Kinship and Community in Two Chinese Villages*. Stanford.

Potter, Jack 1970 Land and Lineage in Traditional China. in M. Freedman ed. (1970).

施振民 一九七三 祭祀圈與社會組織——彰化平原聚落發展模式的探討『中央研究院民族学研究所集刊』三三之二、南港。

Seaman, G. 1976 Ancestors, Geomancy, and Mediums in Taiwan. in W. Newell ed. (1976).

宋成道男 一九七七 漢人の祖先祭祀——中華台灣の事例より——『聖心女子大学論叢』四〇。

鈴木満男 一九七一 盛況の民族学研究『民族学研究』三三—三〇。

鈴木清一郎 一九三四 『台湾田代冠婚葬祭と年中行事』台北。

台灣總督府 一九一九 『台灣宗教調查報告書』台北。

王崧興 一九六七 『化山島——漢人漁村社會之研究』南港。

—— 一九七一 中日祖先崇拜的比較研究『中央研究院民族学研究所集刊』三三之一、南港。

—— 一九七三 澄大流域的民族学研究『中央研究院民族学研究所集刊』三三之二、南港。

Wang, Sung-shing 1974 Taiwanese Architecture and the Supernatural. in A. Wolf ed. (1974).

—— 1976 Ancestors Proper and Peripheral. in W. Newell ed. (1974).

Wolf, Arthur 1974 Gods, Ghosts, and Ancestors. in A. Wolf ed. (1974).

—— 1976 Aspects of Ancestor Worship in Northern Taiwan. in W. Newell ed. (1976).

—— ed. 1974 *Religion and Ritual in Chinese Society*. Stanford.

Wolf, Margery 1972 *Women and the Family in Rural Taiwan*. Stanford.

山路勝彦 一九七三 台湾福建人的宗族組織について『民族学研究』三三—四〇。

Yang, C. K. 1959 *The Chinese Family in the Early Communist Transition*. Cambridge.

Yang, M. 1945 *A Chinese Village: Taitou, Shantung Province*. Columbia University Press.

阮國錦 一九七一 台湾的其始與過房之原始意義及其社會功能『中央研究院民族学研究所集刊』三三之三、南港。